



2019年5月15日

## 各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 有國 三知男  
(コード番号 8358 東証第1部)  
問合せ先 上席執行役員  
総合企画本部長 秋田 達也  
(TEL 03-3279-5536)

## 監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月に開催予定の第208期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 移行の目的

当社は、2018年11月30日に金融庁に提出した業務改善計画に記載のとおり、シェアハウス等関連融資に係る問題を受け、当社の企業文化およびコーポレート・ガバナンスを改革するため、2018年6月に「企業文化・ガバナンス改革委員会」を設置し、取締役会および監査役会の機能強化、コンプライアンス体制の再構築等を図ると同時に、より強固で適切なコーポレート・ガバナンスを発揮できる体制への移行の検討を重ねてまいりました。

かかる検討の結果、今般、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議しました。これは、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取り締役会の構成員とし、適法性の観点だけでなく妥当性の観点からも監査等を行うことにより、取締役会の監督機能を強化するものです。また、監査等委員会の選定する監査等委員による監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任、報酬等についての株主総会における意見陳述権を通じ、経営の透明性・客觀性を高めるものです。これらの更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

## 2. 移行の時期

2019年6月に開催予定の第208期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 3. 任意の「指名・報酬委員会」の設置

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するのに合わせ、取締役等の人事・報酬に関する勧告機能を持つ任意の「指名・報酬委員会」を設置いたします。これにより、取締役等の人事・報酬に関する手続の客観性および透明性を確保することで、監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させてまいります。

また、これまで実質的な指名・報酬委員会の機能も担っておりました「企業文化・ガバナンス委員会」は、当該機能を「指名・報酬委員会」に継承することにより、自らは、当社の健全な企业文化の醸成、ガバナンス体制の整備および顧客本位の業務運営の実践等について取締役会に対して勧告、提言、助言等を行うとともに、これらの実施状況について監視を行うことに集中し、一層のコーポレート・ガバナンスの高度化・深化を図ってまいります。

## 4. その他

移行に伴う定款変更の内容および役員人事等の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上